

<h1>高知県公報</h1>	発行
	高知県 高知市丸ノ内 一丁目2番20号
	発行日 毎週2回 (火曜日・金曜日)

目 次	ページ
規 則	
◎母子及び寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則	1
◎高知県訓練手当支給規則の一部を改正する規則	34

規 則

母子及び寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成26年10月21日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第100号

母子及び寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則

母子及び寡婦福祉法施行細則（昭和39年高知県規則第99号）の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

高知県母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則

第1条中「母子及び寡婦福祉法施行令（）」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（）」に、「第38条及び」を「第31条の7及び第38条並びに」に、「（以下「改正施行令）」を「（以下「改正政令）」に、「において」を「において読み替えて」に、「及び寡婦福祉資金貸付金」を「（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号。以下「法」という。）第16条に規定する母子福祉資金貸付金をいう。以下同じ。）、父子福祉資金貸付金（法第31条の6第6項に規定する父子福祉資金貸付金をいう。第15条において同じ。）及び寡婦福祉資金貸付金（法第32条第6項に規定する寡婦福祉資金貸付金をいう。第16条において同じ。）並びに特例児童扶養資金（改正政令附則第4条第1項に規定する特例児童扶養資金をいう。以下同じ。））」に、「決定通知」を「決定の通知」に改める。

第2条の見出しを「（母子福祉資金貸付金の貸付けの申請）」に改め、同条第1項中「母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号。以下「法」という。）第13条第1項の規定による貸付金」を「法第13条第1項の規定に基づき母子福祉資金貸付金」に改め、同条第2項中「に係る申請にあっては、」を「の種別に応じ、それぞれに、」に改め、同項第1号中「事業開始資金及び」を「添付するものとする」を「添付しなければならない」に改め、同項第1号中「事業開始資金及び」を「母子事業開始資金又は」に、「事業継続資金」を「母子事業継続資金」に改め、同項第2号中「修学資金（以下「修学資金）」を「母子修学資金（以下「母子修学資金）」に改め、同項第3号中「技能習得資金」を「母子技能習得資金」に、「修業資金」を「母子修業資金」に、「及び」を「又は」に、「就職支度資金（以下「就職支度資金）」を「母子就職支度資金（第4条第2項第3号において「母子就職支度資金）」に改め、同項第4号中「医療介護資金」を「母子医療介護資金」に改め、同項第5号中「生活資金」を「母子生活資金」に改め、同項第6号中「住宅資金」を「母子住宅資金」に改め、同項第7号中「転宅資金」を「母子転宅資金」に改め、同項第8号中「就学支度資金」を「母子就学支度資金」に改め、同項第9号中「結婚資金」を「母子結婚資金」に改め、同項第10号を次のように改める。

（10）前各号に掲げる資金 当該各号に定める書類のほか、知事が特に必要であると認めるもの
第2条第3項中「による貸付金」を「に基づき母子福祉資金貸付金」に、「母子福祉団体」を「母子・父子福祉団体（法第6条第6項に規定する母子・父子福祉団体をいう。第5条第2項において同じ。））」に改め、同条第4項中「定款又は寄附行為」を「定款等」に改め、同項第2号中「理事であって法第6条第1項に規定する配偶者のない女子」を「役員（法第6条第6項各号に定める役員をいう。第5条第2項第3号において同じ。）のうち配偶者のない女子（法第6条第1項に規定する配偶者のない女子をいう。第5条第1項において同じ。）又は配偶者のない男子（法第6条第2項に規定する配偶者のない男子をいう。））」に、「同条第6項」を「同条第6項」に、「配偶者のない女子であって」を「配偶者のない者で」に、「証明する」を「証する」に改め、同項第3号中「母子福祉資金以外」を「母子福祉資金貸付金以外」に改め、同項第4号中「の行う全事業」を「が行う全ての事業」に改め、同項第5号中「必要と」を「必要があると」に改める。
第3条の見出し中「母子福祉資金」を「母子福祉資金貸付金」に改め、同条第1項中「規定によ

る」を削り、「その貸付金」を「その母子福祉資金貸付金」に、「適当と」を「適当であると」に、「貸付決定通知書」を「貸付決定通知書（以下「貸付決定通知書」という。）」に改め、同条第2項中「貸付金」を「母子福祉資金貸付金」に、「決定を行った」を「決定をした」に改める。

第4条の見出し中「母子福祉資金」を「母子福祉資金貸付金」に改め、同条第1項中「貸付決定」を「母子福祉資金貸付金の貸付けの決定」に、「借主の」を「借主が」に改め、同条第2項中「前項に規定する」を「前項の」に、「資金ごとに、」を「資金の種別に応じ、それぞれ」に改め、同項第1号を次のように改める。

（1） 母子修学資金 就学したことを証する書類

第4条第2項第2号中「技能習得資金及び修業資金」を「母子技能習得資金又は母子修業資金」に、「知識又は技能」を「知識技能」に改め、同項第3号を次のように改める。

（3） 母子就職支度資金 就職が決定したことを証する書類

第4条第3項中「貸付決定」を「母子福祉資金貸付金の貸付けの決定」に、「借主の」を「借主が」に改める。

第5条の見出しを「（母子福祉資金貸付金の借受者の氏名の変更等の届出）」に改め、同条第1項中「貸付金」を「母子福祉資金貸付金」に、「女子」を「配偶者のない女子」に改め、同条第2項中「貸付金」を「母子福祉資金貸付金」に、「母子福祉団体（以下「借受け団体」という。）が、」を「母子・父子福祉団体が、その」に、「当該借受け団体」を「当該母子・父子福祉団体」に改め、同項第2号中「事業を廃止（相当期間にわたる休業等を含む。）した」を「当該事業を廃止した（相当期間にわたる休業等を含む。）」に改め、同項第3号中「理事」を「役員」に改め、同項第4号中「使用者を」を「貸付けの対象となった事業に使用される者を」に改める。

第6条の見出しを「（母子福祉資金貸付金の借受者の休学等の届出等）」に改め、同条第1項中「修学資金」を「母子修学資金」に改め、同条第2項中「又は改正施行令附則第4条第6項の規定による」を「の規定による資金の」に改め、同条第3項中「規定により」を「規定に基づき」に改める。

第7条の見出し中「母子福祉資金の貸付金」を「母子福祉資金貸付金」に改め、同条第1項中「修学資金、技能習得資金、修業資金、生活資金又は改正施行令附則第4条第1項に規定する特例児童扶養資金（以下「特例児童扶養資金」という。）」を「母子修学資金、母子技能習得資金、母子修業資金又は母子生活資金」に、「当該貸付金」を「当該母子福祉資金貸付金」に、「及び」を「又は」に改め、「並びに改正施行令附則第4条第2項」を削り、「貸付金の増額」を「当該母子福祉資金貸付金の増額」に改め、同条第2項中「により貸付金」を「に基づき母子福祉資金貸付金」に、「申請する」を「申請しようとする」に改める。

第8条の見出し中「母子福祉資金の貸付金」を「母子福祉資金貸付金」に改め、同条第1項中「修学資金、技能習得資金、修業資金、生活資金又は特例児童扶養資金」を「母子修学資金、母子技能習得資金、母子修業資金又は母子生活資金」に、「貸付金」を「当該母子福祉資金貸付金」に改め、同条第2項中「により貸付金を辞退又は減額しよう」とを「に基づき母子福祉資金貸付金の辞退又は減額を申し出よう」とに改め、同条第3項中「による申出」を「により申出書の提出」に、「貸付けを中止又は貸付金」を「当該母子福祉資金貸付金の貸付けを中止し、又は当該母子福祉資金貸付金」に改める。

第9条の見出し中「母子福祉資金の貸付金」を「母子福祉資金貸付金」に改め、同条第1項中「第15条」を「第15条第1項」に、「貸付金の」を「母子福祉資金貸付金の」に、「行わなければ」を「しなれば」に改め、同条第2項中「改正施行令」を「改正政令」に、「に基づく」を「に基づく母子福祉資金貸付金又は特例児童扶養資金に係る」に、「行わなければ」を「しなれば」に改め、同条第3項中「改正施行令」を「改正政令」に、「に基づく」を「に基づく特例児童扶養資金に係る」に、「行わなければ」を「しなれば」に改める。

第10条の見出しを「（母子福祉資金貸付金の償還免除等の通知）」に改め、同条中「に規定す

る」を「の規定による」に、「貸付金の償還の免除又は」を「母子福祉資金貸付金の償還の免除又は母子福祉資金貸付金若しくは特例児童扶養資金に係る」に改め、「当該借受者に」を削る。

第11条の前の見出し中「母子福祉資金」を「母子福祉資金貸付金等」に改め、同条第1項中「申請書等」を「書類」に、「当該居住地」を「当該申請者又は借受者の居住地」に、「第14条第1項に規定する」を「第14条第1項の」に、「」を經由して提出しなければ」を「」を經由してしなければ」に、「この場合において、福祉事務所を設置しない町村の区域内に居住地を有する者は、当該町村長を經由して提出しなければならない。ただし、第3号の住所の変更届にあつては、当該福祉事務所の管轄区域外へ住所を変更したときは、旧居住地を管轄する福祉事務所長を經由し提出しなければならない」を「ただし、福祉事務所を設置しない町村の区域内に居住地を有する申請者又は借受者は、当該町村長を經由して提出するものとする」に改め、同項第1号及び第2号中「規定による」を削り、同項第3号中「規定による氏名又は住所の変更届」を「氏名・住所変更届」に改め、同項第4号中「規定による休学届及び」を「休学届又は」に改め、同項第5号から第7号までの規定中「規定による」を削り、同項第8号中「規定による貸付辞退申出書及び」を「貸付辞退申出書又は」に改め、同項第9号から第11号までの規定中「規定による」を削り、同条第2項を次のように改める。

2 前項第3号に掲げる氏名・住所変更届については、借受者がその居住地を管轄する福祉事務所の管轄区域外に住所を変更したときは、同項の規定にかかわらず、当該借受者の変更前の居住地を管轄する福祉事務所長を經由して提出しなければならない。

第11条第5項を同条第6項とし、同条第4項中「当該福祉事務所長」を「福祉事務所長」に、「付して当該申請書」を「付し、当該貸付申請書」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「第1項後段」を「第1項ただし書」に、「申請書等」を「書類」に、「当該町村長」を「町村長」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 第1項第2号から第11号までに掲げる書類については、借受者が県の区域外に居住するときは、同項の規定にかかわらず、当該借受者の県内における最後の居住地を管轄する福祉事務所長を經由して提出しなければならない。

第12条中「による申請書を提出した」を「により申請をした」に、「經由して行う」を「經由してする」に改め、同条第1号中「第3条の規定による貸付決定通知書及び」を「第3条第1項の貸付決定通知書又は同条第2項の」に改め、同条第2号中「償還免除申請及び支払猶予申請に対する承認通知書及び」を「承認通知書又は」に改める。

第13条の見出し中「母子福祉資金」を「母子福祉資金貸付金」に改め、同条中「規定による」を「規定に基づき」に、「整理する」を「及び整理する」に改め、同条ただし書中「管理及び利用する」を「管理し、及び利用する」に、「行い得る」を「行うことができる」に改める。

第14条の見出し中「母子福祉資金」を「母子福祉資金貸付金」に改め、同条中「借受者指導表」を「借受者指導表（第17条第3号において「借受者指導表」という。）」に、「整理して」を「及び整理して」に改める。

第16条第1号中「前条において」を「これらの規定を第15条及び前条において読み替えて」に、「申請書等」を「書類」に改め、同条第2号中「前条において」を「これらの規定を第15条及び前条において読み替えて」に改め、同条第3号中「第14条（）」を「第14条（第15条及び）」に改め、同条を第17条とする。

第15条の見出し中「寡婦福祉資金」を「寡婦福祉資金貸付金」に改め、同条中「前条」を「第14条」に、「第11条第1項第11号」を「第11条第1項（第11号に係る部分に限る。）」に、「第32条第1項において準用する法第13条第1項及び第3項並びに法第32条第3項において準用する法第14条の規定による寡婦福祉資金」を「法第32条の規定に基づく寡婦福祉資金貸付金」に改め、同条の表を次のように改め、同条を第16条とする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句	号	母子結婚資金	寡婦結婚資金
第2条第1項	法第13条第1項	法第32条第1項	第2条第3項	法第14条	法第32条第4項において読み替えて準用する法第14条（各号を除く。）
第2条第2項	法第13条第1項	法第32条第1項	第5条第2項	第5条第2項	第16条において読み替えて準用する第5条第2項
第2条第2項第1号	施行令第7条第1号	施行令第36条第1号	第2条第4項第2号	第5条第2項第3号	第16条において準用する第5条第2項第3号
	母子事業開始資金	寡婦事業開始資金		をいう。第5条第1項において同じ	をいう
	母子事業継続資金	寡婦事業継続資金		同条第6項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの	同条第6項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は同条第4項に規定する寡婦
第2条第2項第2号	施行令第7条第3号	施行令第36条第3号	第2条第4項第3号	母子福祉資金貸付金以外	寡婦福祉資金貸付金以外
	母子修学資金	寡婦修学資金	第3条第1項	前条第1項又は第3項	第16条において読み替えて準用する前条第1項又は第3項
第2条第2項第3号	施行令第7条第4号	施行令第36条第4号	第4条第1項	前条第1項	第16条において読み替えて準用する前条第1項
	母子技能習得資金	寡婦技能習得資金	第4条第2項第1号	母子修学資金	寡婦修学資金
	母子修業資金	寡婦修業資金	第4条第2項第2号	母子技能習得資金又は母子修業資金	寡婦技能習得資金又は寡婦修業資金
第2条第2項第4号	施行令第7条第7号	施行令第36条第7号	第4条第2項第3号	母子就職支度資金	寡婦就職支度資金
	母子医療介護資金	寡婦医療介護資金	第4条第3項	前条第1項	第16条において読み替えて準用する前条第1項
第2条第2項第5号	施行令第7条第8号	施行令第36条第8号	第5条第1項	法第13条第1項	法第32条第1項
	母子生活資金	寡婦生活資金		施行令第9条第3項	施行令第38条において読み替えて準用する施行令第9条第3項
第2条第2項第6号	施行令第7条第9号	施行令第36条第9号	配偶者のない女子	寡婦（法第6条第4項に規定する寡	
	母子住宅資金	寡婦住宅資金			
第2条第2項第7号	施行令第7条第10号	施行令第36条第10号			
	母子転宅資金	寡婦転宅資金			
第2条第2項第8号	施行令第7条第11号	施行令第36条第11号			
	母子就学支度資金	寡婦就学支度資金			
第2条第2項第9号	施行令第7条第12号	施行令第36条第12号			

		婦をいう。）
	就職し、就学し	就学し
第5条第2項	法第14条	法第32条第4項において読み替えて準用する法第14条（各号を除く。）
第6条第1項	母子修学資金	寡婦修学資金
第6条第2項	施行令第12条	施行令第38条において読み替えて準用する施行令第12条（第2項第2号及び第3号を除く。）
	施行令第9条第3項	施行令第38条において読み替えて準用する施行令第9条第3項
第6条第3項	法第13条第3項	法第32条第2項
第7条第1項	母子修学資金、母子技能習得資金、母子修業資金又は母子生活資金	寡婦修学資金、寡婦技能習得資金、寡婦修業資金又は寡婦生活資金
	施行令第7条第3号から第5号まで又は第8号	施行令第36条第3号から第5号まで又は第8号
第8条第1項	母子修学資金、母子技能習得資金、母子修業資金又は母子生活資金	寡婦修学資金、寡婦技能習得資金、寡婦修業資金又は寡婦生活資金
第9条第1項	法第15条第1項	法第32条第5項において準用する法第15条第1項
第9条第2項	施行令第19条第1項又は改正政令附則第4条第8項	施行令第38条において読み替えて準用する施行令第19条第1項
	又は特例児童扶養資金に係る	に係る
第10条	前条第1項又は第2項	第16条において読み替えて準用する前条第1項又は第2項
	若しくは特例児童扶養資金に係る	に係る
第11条第1項第1号	第2条第1項	第16条において読み替えて準用する第2条第1項
第11条第1項第2号	第4条第1項	第16条において読み替えて準用する第4条第1項

第11条第1項第3号	第5条第1項	第16条において読み替えて準用する第5条第1項
第11条第1項第4号	第6条第1項	第16条において読み替えて準用する第6条第1項
第11条第1項第5号	第6条第2項	第16条において読み替えて準用する第6条第2項
第11条第1項第6号	第6条第3項	第16条において読み替えて準用する第6条第3項
第11条第1項第7号	第7条第2項	第16条において準用する第7条第2項
第11条第1項第8号	第8条第2項	第16条において準用する第8条第2項
第11条第1項第9号	第9条第1項	第16条において読み替えて準用する第9条第1項
第11条第1項第10号	第9条第2項	第16条において読み替えて準用する第9条第2項
第11条第3項	第1項第2号から第11号まで	第1項第2号から第10号まで
第11条第6項	、同項第10号に掲げる償還金支払猶予申請書又は同項第11号に掲げる特例児童扶養資金据置期間延長申請書	又は同項第10号に掲げる償還金支払猶予申請書
第12条	第9条第1項若しくは第2項	第16条において読み替えて準用する第9条第1項若しくは第2項
第12条第1号	第3条第1項	第16条において読み替えて準用する第3条第1項
第12条第2号	第10条	第16条において読み替えて準用する第10条
第13条	法第13条第1項	法第32条第1項
	法第14条	同条第4項において読み替えて準用する法第14条（各号を除く。）

第14条の次に次の1条を加える。

（父子福祉資金貸付金の貸付け）

第15条 第2条から前条まで（第9条第3項及び第11条第1項（第11号に係る部分に限る。）を除く。）の規定は、法第31条の6の規定に基づく父子福祉資金貸付金の貸付けについて準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第2条第1項	法第13条第1項	法第31条の6第1項
第2条第2項	法第13条第1項	法第31条の6第1項
第2条第2項第1号	施行令第7条第1号	施行令第31条の5第1号
	母子事業開始資金	父子事業開始資金
	母子事業継続資金	父子事業継続資金
第2条第2項第2号	施行令第7条第3号	施行令第31条の5第3号
	母子修学資金	父子修学資金
第2条第2項第3号	施行令第7条第4号	施行令第31条の5第4号
	母子技能習得資金	父子技能習得資金
	母子修業資金	父子修業資金
	母子就職支度資金	父子就職支度資金
第2条第2項第4号	施行令第7条第7号	施行令第31条の5第7号
	母子医療介護資金	父子医療介護資金
第2条第2項第5号	施行令第7条第8号	施行令第31条の5第8号
	母子生活資金	父子生活資金
第2条第2項第6号	施行令第7条第9号	施行令第31条の5第9号
	母子住宅資金	父子住宅資金
第2条第2項第7号	施行令第7条第10号	施行令第31条の5第10号

	母子転宅資金	父子転宅資金
第2条第2項第8号	施行令第7条第11号	施行令第31条の5第11号
	母子就学支度資金	父子就学支度資金
第2条第2項第9号	施行令第7条第12号	施行令第31条の5第12号
	母子結婚資金	父子結婚資金
第2条第3項	法第14条	法第31条の6第4項において読み替えて準用する法第14条（各号を除く。）
	第5条第2項	第15条において読み替えて準用する第5条第2項
第2条第4項第2号	第5条第2項第3号	第15条において準用する第5条第2項第3号
	をいう。第5条第1項において同じ	をいう
第2条第4項第3号	母子福祉資金貸付金以外	父子福祉資金貸付金以外
第3条第1項	前条第1項又は第3項	第15条において読み替えて準用する前条第1項又は第3項
第4条第1項	前条第1項	第15条において読み替えて準用する前条第1項
第4条第2項第1号	母子修学資金	父子修学資金
第4条第2項第2号	母子技能習得資金又は母子修業資金	父子技能習得資金又は父子修業資金
第4条第2項第3号	母子就職支度資金	父子就職支度資金
第4条第3項	前条第1項	第15条において読み替えて準用する前条第1項
第5条第1項	法第13条第1項	法第31条の6第1項

	施行令第9条第3項	施行令第31条の7において読み替えて準用する施行令第9条第3項
	配偶者のない女子	配偶者のない男子（法第6条第2項に規定する配偶者のない男子をいう。）
第5条第2項	法第14条	法第31条の6第4項において読み替えて準用する法第14条（各号を除く。）
第6条第1項	母子修学資金	父子修学資金
第6条第2項	施行令第12条	施行令第31条の7において読み替えて準用する施行令第12条
	施行令第9条第3項	施行令第31条の7において読み替えて準用する施行令第9条第3項
第6条第3項	法第13条第3項	法第31条の6第3項
第7条第1項	母子修学資金、母子技能習得資金、母子修業資金又は母子生活資金	父子修学資金、父子技能習得資金、父子修業資金又は父子生活資金
	施行令第7条第3号から第5号まで又は第8号	施行令第31条の5第3号から第5号まで又は第8号
第8条第1項	母子修学資金、母子技能習得資金、母子修業資金又は母子生活資金	父子修学資金、父子技能習得資金、父子修業資金又は父子生活資金
第9条第1項	法第15条第1項	法第31条の6第5項において準用する法第15条第1項
第9条第2項	施行令第19条第1項又は改正政令附則第4条第8項	施行令第31条の7において読み替えて準用する施行令第19条第1項
	又は特例児童扶養資金に係る	に係る
第10条	前条第1項又は第2項	第15条において読み替えて準用する前条第1項又は第2項
	若しくは特例児童扶養資金に係る	に係る
第11条第1項第1号	第2条第1項	第15条において読み替えて準用する第2条第1項

第11条第1項第2号	第4条第1項	第15条において読み替えて準用する第4条第1項
第11条第1項第3号	第5条第1項	第15条において読み替えて準用する第5条第1項
第11条第1項第4号	第6条第1項	第15条において読み替えて準用する第6条第1項
第11条第1項第5号	第6条第2項	第15条において読み替えて準用する第6条第2項
第11条第1項第6号	第6条第3項	第15条において読み替えて準用する第6条第3項
第11条第1項第7号	第7条第2項	第15条において準用する第7条第2項
第11条第1項第8号	第8条第2項	第15条において準用する第8条第2項
第11条第1項第9号	第9条第1項	第15条において読み替えて準用する第9条第1項
第11条第1項第10号	第9条第2項	第15条において読み替えて準用する第9条第2項
第11条第3項	第1項第2号から第11号まで	第1項第2号から第10号まで
第11条第6項	、同項第10号に掲げる償還金支払猶予申請書又は同項第11号に掲げる特例児童扶養資金据置期間延長申請書	又は同項第10号に掲げる償還金支払猶予申請書
第12条	第9条第1項若しくは第2項	第15条において読み替えて準用する第9条第1項若しくは第2項
第12条第1号	第3条第1項	第15条において読み替えて準用する第3条第1項
第12条第2号	第10条	第15条において読み替えて準用する第10条
第13条	法第13条第1項	法第31条の6第1項

法第14条

同条第4項において読み替えて準用する法第14条（各号を除く。）

別記様式を次のように改める。

別記
第1号様式（第2条関係）

※ 町村		※ 福祉保健所又は福祉事務所		※ 本課			
受付年月日		受付年月日		受付年月日		貸付決定年月日	
受付番号		受付番号		受付番号		貸付決定番号	
※ 決定の内容							
資金の種類別		資金		償還期間		年 月 日から 年 月 日まで	
貸付金額		円（月額 円）		償還方法	月賦		
貸付期間		年 月 日から 年 月 日まで		審査意見			

年 月 日

高知県知事 様

申請者 氏名 ㊟
電話番号

貸付申請書

次のとおり母子・父子・寡婦福祉資金貸付金を借りたいので、関係書類を添えて申請します。

資金の種類別		資金		申請金額		円（月額 円）	
貸付期間		年 月 日から 年 月 日まで		据置期間		年 月	
償還の方法及び期間		月賦		年償還			
申請者	ふりがな氏名				児童等	ふりがな氏名	
	生年月日	年 月 日			生年月日	年 月 日	
	住所				住所		
	本籍				申請者との続柄		
	職業及び収入（年収）				修学先又は修業先の名称		

配偶者の状況	氏名	配偶者関係について該当するものを○で囲んでください。						
		法律婚 ・ 事実婚						
勤務先又は職業		病死・交通事故死・その他の死亡・離婚・生死不明・遺棄・海外在留・心身障害・法令拘禁・未婚の母・未婚の父・その他						
		上記事実の発生日	年	月	日			
家族の状況	申請者との続柄	氏名	年齢	同居又は別居の別	勤務先又は職業	収入（月収）		
	本人					円		
申請者の生計状況	収入（1月につき）				支出（1月につき）			
	区分	金額	区分	金額	区分	金額	区分	金額
	給与収入	円	内職収入	円	住居費	円	教育費	円
	農林業収入		親戚、知人等からの援助		飲食費			
	事業収入				衣料費			
	公的年金（児童扶養手当等）		計		光熱水費		計	

(裏面)

申請者の資産の状況									
申請者の借入金の状況	借入金の種類又は目的				借入先				
	借入金額	円			未償還金額	円			
	借入年月日	年	月	日	償還完了予定年月日	年	月	日	
貸付けを受けようとする理由					償還の財源				
連帯保証人の状況	住所				電話番号				
	氏名			生年月日	年	月	日	申請者との関係	
	勤務先又は職業			勤務先の電話番号			収入（年収）	円	
	住所				電話番号				
備考	氏名			生年月日	年	月	日	申請者との関係	
	勤務先又は職業			勤務先の電話番号			収入（年収）	円	
<p>上記の借入れについて同意します。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">法定代理人 住所 氏名 ㊟</p> <p>上記の借入れについて連帯して債務を負担します。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">連帯保証人 住所 氏名 ㊟ 連帯保証人 住所 氏名 ㊟</p>									

- 注 1 ※印欄は、記入しないでください。
- 2 「児童等」欄は、扶養している児童又は20歳以上である子等について、母子・父子・寡婦修学資金、母子・父子・寡婦修業資金、児童に係る母子・父子就職支度資金又は母子・父子・寡婦就学支度資金を借入れようとする場合にのみ記入してください。
- 3 「申請者の生計状況」欄の収入の金額は、収入から収入を得るために要した経費を差し引き、また、現物収入は、金額に換算して記入してください。
- 4 「申請者の資産の状況」欄は、家屋、土地等について、自家又は借家の別、自己所有地又は借地の別、面積等を記入してください。
- 5 「申請者の借入金の状況」欄は、他からの借入金及び母子及び父子並びに寡婦福祉法によ

る他の貸付金の借入れの状況について記入してください。

- 6 「貸付けを受けようとする理由」欄及び「償還の財源」欄は、できるだけ具体的に記入してください。
- 7 児童本人が貸付けを受けようとするときは、法定代理人の同意を必要とします。
- 8 この申請書には、戸籍の謄本又は抄本、申請者に係る県税について滞納がない旨の納税証明書及び別記第2号様式並びに貸付金の種別に応じて別記第3号様式から別記第10号様式の2までの書類その他必要な書類を添えなければなりませんので、居住地の福祉保健所若しくは福祉事務所又は町村役場にお尋ねください。

第2号様式（第2条関係）

母子・父子・寡婦世帯証明書

1 申請者本人に関する事項

住所	
氏名	

2 申請者の配偶者に関する事項

婚姻の別及び年月日	法律婚 ・ 事実婚	年 月 日
母子、父子又は寡婦となった原因及び年月日	死亡・離婚・生死不明・遺棄・海外在留・心身障害・法令拘禁・未婚の母・未婚の父・その他	年 月 日
備考		

3 申請者が扶養している児童等に関する事項

申請者との続柄	氏名	生年月日	学校名又は勤務先若しくは職業	同居又は別居の別	住所	備考

4 申請者の所得に関する事項（申請時の直近のもの 年分）

世帯内の所得のある者		総所得額	所得税額	県市町村民税額	備考
申請者との続柄	氏名				
世帯主		円	円	均等割 所得割 円 円	

5 申請者の納税の状況に関する事項（申請時の直近のもの 年分）

区分	税額	滞納額	区分	税額	滞納額
県市町村民税	円	円		円	円

上記のとおりで、現に婚姻（事実婚を含みます。）をしていないことを証明します。

年 月 日

市町村長



第3号様式（第2条関係）

事業開始・事業継続計画書

資金の種別	事業開始資金		事業継続資金				
申請者の氏名			申請者の職歴				
計画又は現在の事業の種類							
事業場の所在地及び事業所名			事業場の所有形態	自己所有・借家（月額 円）			
現在の事業成績	収入		支出		純益	現在の事業の資金	
	区分	金額	区分	金額		区分	金額
		円		円		自己資金	円
						借入金	
	計		計			計	
計画又は現在の事業の内容			将来の事業計画				
資金の調達計画	区分	金額	資金の使途計画	区分	金額	区分	金額
	自己資金	円			円		円
	母子・父子・寡婦福祉資金貸付金						
	他の借入金						
	親戚、知人等からの援助						
計			計				
借入後の収支予定	収入		支出		純益		
	区分	金額	区分	金額			
		円		円			
	計		計			円	
備考							

注 「現在の事業成績」欄は、母子・父子・寡婦事業継続資金の貸付申請をする場合にのみ記入してください。

（裏面）

1 事業場付近の略図

2 居住地付近の略図

3 事業場の電話番号

第4号様式（第2条関係）

修学資金貸付推薦書及び計画書

申請者の氏名				就学する学校名	全日制・定時制・通信制・（単位制）			
就学する児童等	氏名				入学時期： 年 月			
	生年月日	年 月 日			立 立 立	高等学校 大学 学校	科第 部 科 科第	学年 年 学年
人物、成績、健康、クラブ活動、家庭等について								
上記の者は、母子・父子・寡婦修学資金の借受者として適当な者であると認められますので、推薦します。								
高知県知事 様 年 月 日 学校長 印								
申請者の今後1月間の収支予定								
資金の調達計画	区分	金額	資金の使途計画	区分	金額			
	給与収入	円		住居費	円			
	農林業収入			飲食費				
	事業収入			衣料費				
	母子・父子・寡婦福祉資金貸付金			光熱水費				
	公的年金（児童扶養手当等）			教育費				
	親戚、知人等からの援助							
	計			計				
備考								

第5号様式（第2条関係）

技能習得・修業・就職支度計画書

資金の種別	技能習得資金 ・ 修業資金 ・ 就職支度資金				
申請者	氏名		修業又は就職をする児童等	氏名	
	職歴		最終学歴	学校・大学	科
年 月 日卒業・卒業予定・修了					
申請者の今後1月間の収支予定					
資金の調達計画	区分	金額	資金の使途計画	区分	金額
	給与収入	円		住居費	円
	農林業収入			飲食費	
	事業収入			衣料費	
	母子・父子・寡婦福祉資金貸付金			光熱水費	
	公的年金（児童扶養手当等）			教育費	
	親戚、知人等からの援助				
	計			計	
母子・父子・寡婦技能習得資金又は母子・父子・寡婦修業資金の貸付申請の場合					
技能習得先又は修業先の名称			技能習得先又は修業先の所在地		
技能習得先又は修業先の業種			技能習得又は修業の修了後の資格		
技能習得又は修業の期間	年 月 日から 年 月 日まで 月間 1週当たり 日間				
技能習得後又は修業後の事業計画及び収入見込み					
母子・父子・寡婦就職支度資金の貸付申請の場合					
就職予定年月日	年 月 日		就職先での職種		
就職先の名称			就職先での給与	月額 円（日額 円）	
就職先の所在地					
備考					

注 「申請者の今後1月間の収支予定」欄は、母子・父子・寡婦技能習得資金又は母子・父子・寡婦修業資金の貸付申請の場合にのみ記入してください。

第6号様式（第2条関係）

診断書

住所		生年月日	年 月 日
氏名		傷病発生年月日	年 月 日
病名及び病状			
療養予定期間 又は療養期間	療養予定・療養済み 年 月 日から 年 月 日まで		
概算医療費	円		
備考			
上記のとおり診断します。 年 月 日 病院又は診療所 所在地 名称 診療担当科名 医師又は歯科医師の氏名			

注 療養済みのときは、医療費の請求書を添えてください。

第7号様式（第2条関係）

生活計画書

申請者の氏名					
申請者の今後1月間の収支予定					
資金の調達計画	区分	金額	資金の使途計画	区分	金額
	給与収入	円		住居費	円
	農林業収入			飲食費	
	事業収入			衣料費	
	母子・父子・寡婦福祉資金貸付金			光熱水費	
	公的年金（児童扶養手当等）			教育費	
	親戚、知人等からの援助				
	計				計
併せて貸付申請しようとする資金		技能習得資金 ・ 医療介護資金			
備考					

第8号様式（第2条関係）

住宅取得・補修計画書

申請者の氏名		住宅の取得年月日		年 月 日		建築・購入			
住宅の構造及び建築面積									
住宅の補修箇所及び補修面積									
住宅の取得又は補修の理由									
資金の調達計画	区分	自己資金	母子・父子・寡婦福祉資金貸付金	他の借入金	親戚、知人等からの援助		計		
	金額	円	円	円	円	円	円		
見積書	住宅の平面図								
		品名又は種別	数量	単価	金額	品名又は種別	数量	単価	金額
				円	円			円	円
						計			円
上記のとおり見積もります。 年 月 日 請負者 住所 氏名									
備考									

注 1 「住宅の構造及び建築面積」欄は、平屋建て、二階建て、瓦ぶき、スレートぶき等の別を記入してください。
 2 住宅の補修の場合は、住宅の平面図に補修箇所を表示してください

(裏面)

1 取得する住宅の所在地付近の略図

2 居住地付近（補修する住宅の所在地付近）の略図

第9号様式（第2条関係）

転宅計画書

申請者の氏名							
移転前の住所							
移転後の住所							
移転後の住宅の家主	住所						
	氏名						
転宅予定年月日		年 月 日					
転宅のための必要経費							
上記のとおり相違ありません。							
年 月 日							
家主 氏名 ㊟							
資金の調達計画	区分	金額	資金の使途計画	区分	金額	区分	金額
	自己資金	円			円		円
	母子・父子・寡婦福祉資金貸付金						
	他の借入金						
	親戚、知人等からの援助						
	計						計

注 「転宅のための必要経費」欄は、敷金、礼金、前家賃等について、内訳ごとにその金額を記入してください。

(裏面)

1 移転前の居住地付近の略図

2 移転後の居住地付近の略図

第10号様式（第2条関係）

入学支度計画書

申請者の氏名							
入学する児童等	氏名						
	入学前の学歴	学校 ・ 大学 科 年 月 日 卒業 ・ 卒業予定 ・ 修了					
入学を希望する学校等	所在地						
	名称						
上記のとおり相違ありません。 年 月 日 学校長 印							
資金の調達計画	区分	金額	資金の使途計画	区分	金額	区分	金額
	自己資金	円			円		円
	母子・父子・寡婦福祉資金貸付金						
	他の借入金						
	親戚、知人等からの援助						
	計				計		

第10号様式の2（第2条関係）

結婚計画書

申請者の氏名							
結婚する児童等	住所						
	氏名		生年月日	年 月 日			
	勤務先又は職業				申請者との続柄		
結婚の相手方	住所						
	氏名		生年月日	年 月 日			
	勤務先又は職業						
結婚予定年月日	年 月 日						
資金の調達計画	区分	金額	資金の使途計画	区分	金額	区分	金額
	自己資金	円			円		円
	母子・父子・寡婦福祉資金貸付金						
	計				計		
備考							

注 資金の使途については、見積書を添えてください。

第11号様式（第2条関係）

※			
本課			
受付年月日		貸付決定年月日	
受付番号		貸付決定番号	
※			
決定の内容			
資金の種別	資金	償還期間	年 月 日から 年 月 日まで
貸付金額	円（月額 円）	償還方法	月賦
貸付期間	年 月 日から 年 月 日まで	審査意見	

年 月 日

高知県知事 様

申請者 主たる事務所の所在地
名称及び代表者の職・氏名
電話番号

貸付申請書（母子・父子福祉団体用）

次のとおり母子・父子・寡婦福祉資金貸付金を借りたいので、関係書類を添えて申請します。

資金の種別	資金	申請金額	円（月額 円）
貸付期間	年 月 日から 年 月 日まで	据置期間	年 月
償還の方法及び期間	月賦	年償還	
申請者	法人の主たる事務所の所在地		
	法人の名称		
	法人の設立許可（認可）年月日及び登記年月日	年 月 日 許可・認可 年 月 日 登記	
	貸付に係る事業の種類		
	貸付に係る事業場の所在地		
	貸付に係る事業場の使用人員	配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦	その他の者
	名	名	名

役員の住所及び氏名等	貸付に係る事業に他の者を使用するときは、その理由							
	職名	住所	氏名	性別	生年月日	配偶者の有無	配偶者との生別、死別、その他の別	職業及び収入（年取）
償還計画	償還年次		償還金充当財源の調達方法					
	1	（ 年）						
	2	（ 年）						
	3	（ 年）						
	4	（ 年）						
備考								

第12号様式（第3条関係）

貸付決定番号 第 号
年 月 日

住所
氏名 様

（母子・父子福祉団体のときは、
主たる事務所の所在地、名称及
び代表者の職・氏名）

高知県知事 印

貸付決定通知書

母子・父子・寡婦福祉資金貸付金を次のとおり貸し付けます。

資金の種類別		資金								
貸付金額	総額			百万	十万	万	千	百	十	円
	貸付期間及び月額	年 月 日から			年 月 日まで			月額		円
利子		据置期間経過後年 パーセント ・ 無利子								
償還期間		年 月 日から			年 月 日まで					
償還方法		月賦								

第13号様式（第3条関係）

第 号
年 月 日

住所
氏名 様

（母子・父子福祉団体のときは、
主たる事務所の所在地、名称及
び代表者の職・氏名）

高知県知事 印

不貸付決定通知書

年 月 日 付けで申請のありました母子・父子・寡婦福祉資金貸付金の貸付けについては、下記の理由により貸し付けないことに決定しましたので、通知します。

記

- 貸付申請のあった資金の種類別
- 決定理由

第14号様式（第4条関係）

資金の種類	資金
貸付決定番号	第 号
福祉保健所・福祉事務所 経由	

年 月 日

高知県知事

様

借主 住所
氏名 ㊟
連帯借主 住所
氏名 ㊟

借用書

次のとおり母子・父子・寡婦福祉資金貸付金を借ります。
なお、この借入れについては、母子及び父子並びに寡婦福祉法及びこれに基づく命令等の定めるところに誠実に従い、相違なく償還します。

資金の種類		資金								
借入金額	総額			百万	十万	万	千	百	十	円
	借入期間及び月額	年 月 日から	年 月 日まで	月額	円					
利子	据置期間経過後年 パーセント ・ 無利子									
償還期間	年 月 日から 年 月 日まで									
償還方法	月賦									

上記の借入れについて同意します。
年 月 日

法定代理人 住所
氏名 ㊟

上記の借入れについて連帯して債務を負担します。
年 月 日

連帯保証人 住所
氏名 ㊟

連帯保証人 住所
氏名 ㊟

- 注 1 配偶者のない者が扶養している児童若しくは20歳以上である子等又は寡婦が扶養している20歳以上である子等に係る資金の借入れについては、その児童又は20歳以上である子等が連帯借主に加わらなければなりません。
2 児童本人の借入れについては、法定代理人の同意を必要とします。
3 金額は、アラビア数字を用いて記入してください。
4 この借用書に押印する借主、連帯借主、法定代理人及び連帯保証人の印鑑については、実印とし、押印した印鑑について市町村長が発行する印鑑証明書を添えてください（児童については、必要ありません。）。

第15号様式（第4条関係）

資金の種類	資金
貸付決定番号	第 号

年 月 日

高知県知事

様

借主 主たる事務所の所在地
名称及び代表者の職・氏名 ㊟

(連帯借主)

借用書（母子・父子福祉団体用）

次のとおり母子・父子・寡婦福祉資金貸付金を借ります。
なお、この借入れについては、母子及び父子並びに寡婦福祉法及びこれに基づく命令等の定めるところに誠実に従い、相違なく償還します。

資金の種類	資金
借入金額	円
借入期間	年 月 日から 年 月 日まで
利子	据置期間経過後年 パーセント
償還期間	年 月 日から 年 月 日まで
償還方法	月賦

注 連帯借主には、役員全員の住所及び氏名を記入し、明確に押印してください。

第16号様式（第5条関係）

貸付決定番号	第	号
福祉保健所・福祉事務所 経由		

年 月 日

高知県知事 様

届出者 住所
氏名 ㊟
電話番号

氏名・住所変更届

下記のとおり氏名（住所）を変更しましたので、届け出ます。

記

1 氏名の変更

変更前	
変更後	
変更年月日	年 月 日

2 住所の変更

変更前	
変更後	
変更年月日	年 月 日

3 変更の理由

第17号様式（第5条関係）

貸付決定番号	第	号
年 月 日		

高知県知事 様

届出者 主たる事務所の所在地
名称及び代表者の職・氏名 ㊟
電話番号

名称・所在地変更届

下記のとおり名称（主たる事務所の所在地）を変更しましたので、届け出ます。

記

1 名称の変更

変更前	
変更後	
変更年月日	年 月 日

2 主たる事務所の所在地の変更

変更前	
変更後	
変更年月日	年 月 日

3 変更の理由

第18号様式（第5条関係）

貸付決定番号	第	号
--------	---	---

年 月 日

高知県知事 様

届出者 主たる事務所の所在地
名称及び代表者の職・氏名
電話番号 ㊞

事業に関する変更届

下記のとおり事業について変更等をしたので、届け出ます。

記

1 事業の内容の変更

変更前	
変更後	
変更の理由	
変更年月日	年 月 日

2 事務を行う場所の変更

変更前	
変更後	
変更の理由	
変更年月日	年 月 日

3 事業の廃止（相当期間にわたる休業等を含みます。）

廃止又は休業等の理由	
廃止年月日又は休業等開始年月日	年 月 日

第19号様式（第5条関係）

貸付決定番号	第	号
--------	---	---

年 月 日

高知県知事 様

届出者 主たる事務所の所在地
名称及び代表者の職・氏名
電話番号 ㊞

役員に関する変更届

下記のとおり役員について変更等がありましたので、届け出ます。

記

1 氏名又は住所の変更（職名 ）

	氏名	住所
変更前		
変更後		
変更年月日	年 月 日	

2 改選による変更（職名 ）

	氏名	住所
退任者		
就任者		
変更年月日	年 月 日	

3 死亡その他の異動（職名 ）

	氏名	住所
死亡		
その他 ()		
異動年月日	年 月 日	

4 その他参考事項

第20号様式（第5条関係）

貸付決定番号	第	号
--------	---	---

年 月 日

高知県知事 様

届出者 主たる事務所の所在地
名称及び代表者の職・氏名
電話番号

㊞

使用者変更届

下記のとおり貸付けの対象となりました事業に使用する者について変更がありましたので、届け出ます。

記

1 解雇又は退職

氏名	
理由その他	
事実発生日	年 月 日

2 新たな採用

採用年月日	年 月 日								
氏名	住所			性別	生年月日	配偶者の有無	配偶者の生別、死別、その他の別		
家庭の状況	氏名	生年月日	続柄	扶養の有無	氏名	生年月日	続柄	扶養の有無	
備考									

注 書き切れないときは、別紙に記載し、添えてください。

第21号様式（第6条関係）

貸付決定番号	第	号
--------	---	---

福祉保健所・福祉事務所 経由

年 月 日

高知県知事 様

届出者 住所
氏名
電話番号

㊞

休学届

下記のとおり休学しましたので、届け出ます。

記

1 修学をしている者の氏名

2 修学をしている学校

課程	学校名	科名	学年
全日制	立 高等学校	科	年
定時制	立 大学	科	
通信制 (単位制)	立 学校	部 科	

3 休学予定期間

年 月 日から 年 月 日まで 年 月

4 休学の理由

5 貸付けの決定を受けている資金の借入金額及び借入期間

借入金額	借入期間
円	年 月分から 年 月分まで 年 月

上記のとおり休学を許可したことを証明します。

年 月 日

学校長

㊞

注 「休学の理由」欄は、その事情を詳しく記入し、病気による場合は、医師の診断書を添えてください。

第22号様式（第6条関係）

貸付決定番号	第	号
福祉保健所・福祉事務所 経由		

年 月 日

高知県知事 様

届出者 住所
氏名 ㊟
電話番号

復学届

下記のとおり復学しましたので、届け出ます。

記

- 1 修学をしている者の氏名
- 2 修学をしている学校

課程	学校名		科名	学年
全日制	立	高等学校	科	年
定時制	立	大学	部	
通信制 (単位制)	立	学校	部	

- 3 休学していた期間
年 月 日から 年 月 日まで 年 月
- 4 復学した年月日
年 月 日

上記のとおり復学したことを証明します。

年 月 日

学校長 ㊟

第23号様式（第6条関係）

貸付決定番号	第	号
福祉保健所・福祉事務所 経由		

年 月 日

高知県知事 様

届出者 住所
氏名 ㊟
電話番号

借受け資格喪失届

下記のとおり母子・父子・寡婦福祉資金貸付金の貸付けを停止される事由に該当し、借受け資格を失いましたので、届け出ます。

記

- 1 借受者の氏名
- 2 借受け資格を失った年月日
年 月 日
- 3 借受け資格を失った理由

注 借受者が死亡したときは、同居の親族（母子・父子・寡婦修学資金又は母子・父子・寡婦修業資金の貸付けを受けているときは、その修学をし、又は知識技能を習得している児童又は20歳以上である子等）又は連帯保証人が代わって届け出てください。

第24号様式（第6条関係）

貸付決定番号	第	号
福祉保健所・福祉事務所 経由		

年 月 日

高知県知事 様

申出者 住所
氏名 ㊟
電話番号

継続貸付申出書

配偶者のない者が死亡しましたが、継続して母子・父子・寡婦福祉資金貸付金の貸付けを受けたいので、下記のとおり申し出ます。

記

- 1 資金の種別
- 2 配偶者のない者の氏名
- 3 配偶者のない者の死亡年月日
年 月 日
- 4 継続して貸付けを受けることができる要件に該当している理由
- 5 貸付けの決定を受けている資金の借入金額及び借入期間

借入金額	借入期間		
円	年 月分	から	年 月分まで 年 月

- 6 継続を申し出る資金の借入金額及び借入期間

継続後の借入金額	継続後の借入期間		
円	年 月分	から	年 月分まで 年 月

上記のとおり借入れを継続することに同意します。
年 月 日

法定代理人 住所
氏名 ㊟
連帯保証人 住所
氏名 ㊟
連帯保証人 住所
氏名 ㊟

注 児童が継続して貸付けを受けようとするときは、法定代理人の同意を必要とします。

第25号様式（第7条関係）

貸付決定番号	第	号
福祉保健所・福祉事務所 経由		

年 月 日

高知県知事 様

申請者 住所
氏名 ㊟
電話番号

貸付金増額申請書

下記のとおり母子・父子・寡婦福祉資金貸付金の増額を申請します。

記

- 1 資金の種別
- 2 現在の借入金額
月額 円
- 3 増額後の借入金額
月額 円
- 4 増額の時期
年 月分
- 5 増額の理由

上記のとおり借入れの増額について同意します。
年 月 日

法定代理人 住所
氏名 ㊟

上記のとおり増額後の借入れについて連帯して債務を負担します。
年 月 日

連帯保証人 住所
氏名 ㊟
連帯保証人 住所
氏名 ㊟

注 児童が貸付けを受けているときは、法定代理人の同意を必要とします。

第26号様式（第8条関係）

貸付決定番号	第	号
福祉保健所・福祉事務所 経由		

年 月 日

高知県知事 様

申出者 住所
 氏名 ㊞
 電話番号

貸付辞退申出書

下記のとおり母子・父子・寡婦福祉資金貸付金の貸付けを辞退したいので、申し出ます。

記

- 1 資金の種別
- 2 貸付けの決定を受けている資金の借入金額及び借入期間

借入金額	借入期間
円	年 月分から 年 月分まで 年 月

- 3 既に貸付けを受けている資金の借入金額及び借入期間

既借入金額	既借入期間
円	年 月分から 年 月分まで 年 月

- 4 貸付けを辞退する時期
年 月分から
- 5 貸付けを辞退する理由

第27号様式（第8条関係）

貸付決定番号	第	号
福祉保健所・福祉事務所 経由		

年 月 日

高知県知事 様

申出者 住所
 氏名 ㊞
 電話番号

貸付金減額申出書

下記のとおり母子・父子・寡婦福祉資金貸付金の減額を申し出ます。

記

- 1 資金の種別
- 2 現在の借入金額
月額 円
- 3 減額後の借入金額
月額 円
- 4 減額の時期
年 月分から
- 5 減額の理由

第28号様式（第9条関係）

貸付決定番号	第	号
福祉保健所・福祉事務所 経由		

年 月 日

高知県知事 様

申請者 住所
氏名 ㊤
電話番号

貸付金一部・全部償還免除申請書

下記のとおり母子・父子・寡婦福祉資金貸付金の償還の免除を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 資金の種類
- 2 借受者等の住所及び氏名

	住所	氏名
借主		
連帯借主		
法定代理人		
連帯保証人		
連帯保証人		

- 3 貸付けを受けた資金の借入金額及び借入期間

借入金額	借入期間
円	年 月分から 年 月分まで 年 月

- 4 償還の免除を受けようとする額等

	総額	うち元金分	うち利子分
償還済額	円	円	円
償還未済額	円	円	円
償還の免除を受けようとする額	円	円	円

- 5 償還の免除を受けようとする理由

注 借主及び連帯借主並びに連帯保証人が償還金の支払ができなくなった理由を証明する書類を添えてください。

第29号様式（第9条関係）

貸付決定番号	第	号
福祉保健所・福祉事務所 経由		

年 月 日

高知県知事 様

借主 住所
氏名 ㊤
電話番号
連帯借主 住所
氏名 ㊤
電話番号

償還金支払猶予申請書

下記のとおり母子・父子・寡婦福祉資金貸付金又は特例児童扶養資金の償還の猶予を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 資金の種類
- 2 貸付けを受けた資金の借入金額及び借入期間

借入金額	借入期間
円	年 月分から 年 月分まで 年 月

- 3 現在の償還期間
年 月 日から 年 月 日まで
- 4 償還済額

総額	うち元金分	うち利子分
円	円	円

- 5 償還未済額

総額	うち元金分	うち利子分
円	円	円

- 6 償還金の支払猶予を受けようとする期間
年 月 日から 年 月 日まで
- 7 償還金の支払猶予を受けようとする理由

注 償還金の支払猶予を受けようとする理由を証明する書類を添えてください。

第29号様式2（第9条関係）

貸付決定番号	第	号
福祉保健所・福祉事務所 経由		

年 月 日

高知県知事 様

申請者 住所
氏名 ④
電話番号

特例児童扶養資金据置期間延長申請書

下記のとおり特例児童扶養資金の据置期間の延長を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

- 児童扶養手当証書の番号
- 貸付けを受けた特例児童扶養資金の借入金額及び借入期間

借入金額	借入期間
円	年 月分から 年 月分まで 年 月

- 現在の据置期間の終了年月日
年 月 日
- 据置期間の延長期間
年 月 日から 年 月 日まで

注 前年及び前々年の所得並びに扶養する児童の状況を証明する書類を添えてください。

第30号様式（第10条関係）

第 号
年 月 日

住所
氏名 様

高知県知事 印

貸付金償還免除承認通知書

年 月 日付で申請のありました母子・父子・寡婦福祉資金貸付金の償還の免除については、下記のとおり承認します。

記

- 資金の種別
- 資金の貸付金額
円
- 償還免除額等

	総額	うち元金分	うち利子分
償還済額	円	円	円
償還未済額	円	円	円
償還免除申請額	円	円	円
償還免除額	円	円	円

- 償還免除額の内訳

償還期別	金額		償還期別	金額	
	元金	利子		元金	利子
	円	円		円	円

第31号様式（第10条関係）

第 号
年 月 日

住所
氏名 様

高知県知事 印

償還金支払猶予承認通知書

年 月 日付で申請のありました母子・父子・寡婦福祉資金貸付金又は
特別児童扶養資金の償還の猶予については、下記のとおり承認します。

記

- 1 資金の種別
- 2 資金の貸付金額
円
- 3 償還未済額等

	総額	うち元金分	うち利子分
償還済額	円	円	円
償還未済額	円	円	円

- 4 償還金の支払猶予期間

償還期別	金額		償還金の支払猶予期間	備考
	元金	利子		
	円	円	年 月 日から 年 月 日まで	
			年 月 日から 年 月 日まで	

第32号様式（第10条関係）

第 号
年 月 日

住所
氏名 様

高知県知事 印

貸付金償還免除・償還金支払猶予不承認通知書

年 月 日付で申請のありました母子・父子・寡婦福祉資金貸付金の償
還の免除（母子・父子・寡婦福祉資金貸付金又は特別児童扶養資金の償還の猶予）につい
ては、下記の理由により承認することができません。

記

- 1 資金の種別
- 2 資金の貸付金額
円
- 3 償還未済額等

	総額	うち元金分	うち利子分
償還済額	円	円	円
償還未済額	円	円	円

- 4 承認することができない理由

第33号様式（第11条関係）

貸付申請者調査書

調査年月日	年 月 日
調査担当者職・氏名	㊞

調査結果										
申請者の氏名	資金の種別			資金			申請金額	円		
家庭の状況	申請者との続柄	氏名	年齢	同居又は別居の別	健康状態	勤務先又は職業	収入（月収）	家庭への仕送り額		
備考										
申請者の資産状況	不動産					動産				
	区分	数量	評価額	自己使用	貸出利用	借入使用	区分	金額		
			円					円		
備考										
申請者の借入金の状況	区分	資金の種別又は借入先			借入金額	償還期間	未償還金額			
	母子・父子・寡婦福祉資金貸付金				円		円			
	他の借入金									
備考										

資金の貸付けの必要性		申請者の職歴等	
	申請者の人物像及び社会的信用度		償還の計画及び財源

(裏面)

事業の計画内容及び将来の見通し			
連帯保証人の状況	氏名等	電話番号 (歳)	電話番号 (歳)
	勤務先又は職業	電話番号	電話番号
	収入（年収）		
	不動産の所有状況		
	動産の所有状況		
	負債の状況		
	人物像		
	責任感及び保証能力		
町村長の意見			
その他参考事項			
福祉保健所長又は福祉事務所長の意見			
<p>上記のとおり報告します。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">所長 印</p>			

第34号様式（第13条関係）

貸付台帳

貸付年度	年度	次分	電算入力年月日	年 月 日	借入書返還年月日	年 月 日
資金の種類別	資金		貸付決定番号	第 号	貸付決定通知年月日	年 月 日
借受者	氏名	年 月 日生	住所	電話番号		本籍
		年 月 日生		電話番号		
	勤務先又は職業		修学先又は修業先の名称			
	異動欄	年 月 日	電話番号			
		年 月 日	電話番号			
連帯保証人	氏名	年 月 日生	住所	電話番号		勤務先又は職業
		年 月 日生		電話番号		借受との関係
	異動欄	年 月 日	電話番号			
		年 月 日	電話番号			
		年 月 日	電話番号			
貸付金額	総額	円			貸付期間	年 月 日から
	月額	円				年 月 日まで
利子	据置期間経過後年 パーセント・無利子				他の資金の種類及び貸付決定番号	
貸付金の交付	年度	年度	年度	年度	備考	
	月分	年月日	金額	年月日	金額	年月日
	4月		円		円	円
	5月					
	6月					
	7月					
	8月					
	9月					
	10月					
	11月					
	12月					
	1月					
	2月					
	3月					
計						
償還の方法及び期間		月賦	年償還	据置期間	年 月	
1回の償還金額	円	償還回数	回	変更	回	
償還開始年月	年 月	償還期間	年 月 日から		年 月 日から	
			年 月 日まで		年 月 日まで	

(裏面)

償還状況													
回数	期日	元金	利子	収入年 月日	違約金	収入年 月日	回数	期日	元金	利子	収入年 月日	違約金	収入年 月日
1	月						31	月					
2	月						32	月					
3	月						33	月					
4	月						34	月					
5	月						35	月					
26	月						56	月					
27	月						57	月					
28	月						58	月					
29	月						59	月					
30	月						60	月					

第36号様式（第14条関係）

貸付台帳番号		貸付決定番号		借受者指導表			
		第 号		借主（借受者）		連帯借主	
氏名							
生年月日		年 月 日		年 月 日			
住所		電話番号		電話番号			
本籍							
異動欄							
家庭の状況		氏名	続柄	年齢	勤務先又は職業	備考	
貸付金関係		資金の種類	資金		償還方法	月賦	
		貸付金額	総額 (月額 円)		償還期間	年 月 日から 年 月 日まで	
		貸付決定年月日	年 月 日		据置期間	年 月	
		貸付期間	年 月 日から 年 月 日まで		事業の種類		
		貸付金の使途計画					
連帯保証人		住所	電話番号		電話番号		
		氏名					
		生年月日等	生年月日	借受者との関係	勤務先又は職業	収入(年収)	生年月日
			年 月 日			円	年 月 日
		異動欄					


~~~~~  
高知県訓練手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年10月21日

高知県知事 尾崎 正直

**高知県規則第101号**

**高知県訓練手当支給規則の一部を改正する規則**

高知県訓練手当支給規則（昭和50年高知県規則第36号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第9号中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に、「労働の能力」を「労働能力」に改め、同項第11号中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。

第6条第4項中「に応じ、」を「に応じ、それぞれ」に改める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。